

均等割額の計算に関する明細書

				事業年度	: : : :	法人名							
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細 東京都内における主たる事務所等の所在地 区 丁目 番号 市(町村)					事務所等を有していた月数 月		従業者数の合計数 人		市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称(外簡所)	所在地 市町村	
									当該事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
					異動区分	異動の年月日		名称		所在地			
特別区内における従たる事務所等					設置	. .							
					廃止	. .							
					旧の主たる事務所等	. . (月)							
均等割額の計算													
所在地		名称(外簡所)		月数	従業者数の合計数		区 分		税率(年額) (ア)	月数(イ)	区数(ウ)	税額計算 (ア)×(イ)÷12×(ウ)	
1	千代田区						特別区にのみ事務所等を有する場合	主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ①			円 0,0	
2	中央区								事務所等の従業者数50人以下②				円 0,0
3	港区							従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ③				円 0,0
4	新宿区								事務所等の従業者数50人以下④				円 0,0
5	文京区							特別区と市町村に事務所等を有する場合	道府県分 ⑤				円 0,0
6	台東区								特別区(市町村分)	事務所等の従業者数50人超 ⑥			
7	墨田区							事務所等の従業者数50人以下 ⑦					円 0,0
8	江東区							納付すべき均等割額 ①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦					円 0,0
9	品川区												円 0,0
10	目黒区												円 0,0
11	大田区												円 0,0
12	世田谷区											円 0,0	
13	渋谷区											円 0,0	
14	中野区											円 0,0	
15	杉並区											円 0,0	
16	豊島区											円 0,0	
17	北区											円 0,0	
18	荒川区											円 0,0	
19	板橋区											円 0,0	
20	練馬区											円 0,0	
21	足立区											円 0,0	
22	葛飾区											円 0,0	
23	江戸川区											円 0,0	
合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)													
					備考								

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3))、予定申告書(第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3))を提出する場合に添付してください。

均等割額の計算に関する明細書

事業年度	： ：	法人名
------	--------	-----

第六号様式別表四の三 (令和六年改正) (控)

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称(外簡所)	所在地					
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数				市町村					
区 丁目 番 号 市(町村)		月	人	当該事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動								
特別区内における従たる事務所等				異動区分	異動の日 年月日	名称	所在地					
所在地	名称(外簡所)	月数	従業者数の合計数	設置	・	・						
1	千代田区			廃止	・	・						
2	中央区			旧の主たる事務所等	・	・						
3	港区			均等割額の計算								
4	新宿区			区	分	税率(年額) (ア)	月数(イ) (イ)	区数(ウ) (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)÷12×(ウ)			
5	文京区			特別区にのみ事務所等を有する場合	主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ①			円			
6	台東区					事務所等の従業者数50人以下②				円		
7	墨田区				従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ③			円			
8	江東区					事務所等の従業者数50人以下④				円		
9	品川区				特別区と市町村に事務所等を有する場合	道府県分 ⑤				円		
10	目黒区					特別区(市町村分)	事務所等の従業者数50人超 ⑥				円	
11	大田区						事務所等の従業者数50人以下 ⑦					円
12	世田谷区											
13	渋谷区										円	
14	中野区										円	
15	杉並区										円	
16	豊島区									円		
17	北区								円			
18	荒川区								円			
19	板橋区								円			
20	練馬区								円			
21	足立区								円			
22	葛飾区								円			
23	江戸川区								円			
合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				納付すべき均等割額 ①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦		⑧				円		
				備考								

東京都主税局

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3))、予定申告書(第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3))を提出する場合に添付してください。

この印刷物は、リサイクルできません。